

入札監理小委員会
第686回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第686回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年5月19日（金）14：14～15：07

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

○国立研究開発法人国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務

3. 実施要項（案）の審議

○株式会社日本政策金融公庫の帳票の印刷業務及び発送業務

4. 閉会

<出席者>

関野主査、小尾副主査、大山専門委員、柏木専門委員

（国立研究開発法人国立環境研究所）

環境情報部情報管理室 村上室長

松下C I O補佐

藤田高度技能専門員

（株式会社日本政策金融公庫）

システムオペレーションオフィス 運用総括グループ 摂津グループリーダー

原グループリーダー代理

管財部 契約課

天水課長

管財部 管財課

横尾課長

（事務局）

岡本事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

(国立研究開発法人国立環境研究所 入室)

○事務局 それでは、ただいまから、第686回入札監理小委員会を開催します。

初めに、国立研究開発法人国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務の実施状況について、国立研究開発法人国立環境研究所環境情報部情報管理室、村上室長から、御説明をお願いしたいと思います。

○村上室長 国立環境研究所環境情報部情報管理室の村上でございます。本日は、よろしく申し上げます。実施状況につきまして説明させていただきます。

国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務につきまして、資料としましては、資料1、実施状況報告、それから、非公開の資料としまして、資料A-2、事業の概要、資料A-3、契約状況等の推移でございます。御確認いただければと思います。

まず、事業概要について説明いたします。資料1の1ページ目を御覧ください。弊所、国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、民間競争入札実施要項を実施しております。現在、第1期目でございます。

委託業務の内容につきましては、資料A-2で説明させていただきたいと思っております。資料A-2の1ページ目を御覧ください。

弊所は、つくば本講、福島支部、琵琶湖分室の3拠点がございまして、3拠点をVPNで接続することで、つくば本講にインターネットの出口を集約しております。ユーザー数は、約1,200人、クライアントの端末、PCの台数としましては、約3,500台という規模でございます。

調達範囲としまして、今までは、基幹ネットワークシステム機器、ネットワークサービス提供用のサーバー、それから、それら双方を含めた機器の常駐運用管理が対象ございました。先ほど申し上げました3,500台のPCというのは、端末の調達の範囲には含まれておらず、常駐運用管理の業務内容に、エンドユーザーへの直接的な支援も含まれておりません。エンドユーザーへの支援は、当室情報管理室の職員が行っているという実情になります。

2ページ、次のページを御覧ください。本業務においては、従前まで調達範囲に含めていた基幹ネットワーク機器は含めず、ネットワークサービス提供サーバー、一例として、ウェブサーバーやDNSサーバーなど、あとはファイルサーバーも含まれておりますが、そういったサービス機器と常駐運用管理となっております。ネットワークサービス提供サ

ーバーについて、前回までサービスごとに物理サーバーを充てていましたが、今回は、仮想化基盤サーバーを調達することで、必要資源の平準化・効率化を行っています。ユーザー数や接続するPCの台数は、従来とほとんど変わっておりません。

次に3ページ目を御覧ください。本業務では、基幹ネットワーク機器、ファイアウォールやスイッチなどの機器の調達を行いませんでした。その理由ですが、製品寿命の観点から、保守延長が可能であったため、リースを2年間延長することになりました。リース延長を行った基幹ネットワーク機器については、リース期限終了に合わせて、別途、一般競争入札を行っています。

本業務において、基幹ネットワーク機器の調達を除外したことから、ハードウェアの調達はネットワークサービス用のサーバーのみとし、少しでも参入障壁を下げるができたのではないかと考えていました。また、従来オンプレミスのネットワークサービスに含まれていたメールシステムは、クラウドサービスのOffice 365へ完全移行したことから、オンプレミスのネットワークサービスの範囲も縮小されています。

なお、常駐運用管理の対象範囲につきましては、従前と同様、本業務のハードウェアのネットワークサービス用のサーバーのみならず、基幹ネットワーク機器についても、運用管理することを要件としております。本業務運用管理の範囲など、調達範囲については図で示したのが4ページ目、及び5ページ目になります。

4ページ目の青色の枠で示した従前の調達では、基幹ネットワーク機器、ネットワークサービス提供サーバー及び、それらの機器の運用管理業務を調達範囲としておりましたが、本業務では、5ページ目になりますが、緑枠で示した基幹ネットワーク機器のハードウェア調達は行わず、ネットワークサービス提供サーバーと運用管理を調達し、運用管理の対象は、従前と同じく基幹ネットワーク機器を含む形となっております。

それでは、本業務の調達について、実施報告を続けます。資料1に戻っていただけますか。資料1を御覧ください。

1ページ目、事業概要については、先ほどの資料で説明したとおりです。

続きまして、2ページ目に参りまして、契約期間は、2019年3月1日から2025年2月28日までの6年間。

受託事業者は、日本電気株式会社に決まりました。

受託事業者決定の経緯ですが、国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務民間競争入札実施要項に基づき仕様説明会を実施し、

入札参加者は2者であり、2者が提出した技術資料の技術審査を行った結果、いずれも要求項目を満たしておりました。2018年9月28日に開札した結果、日本電気株式会社
が落札者となり、同年10月12日に同社と契約を締結しました。

2ページ目の後半になりますが、2ページ目後半に、確保されるべき対象業務の質の達成状況及び評価について、契約日の2019年3月1日から、本年2023年2月28日
までの本業務の達成状況について、実施要項の評価項目に基づき結果を記載しております。

サービスレベルの達成状況について、月ごとに行われる弊所と事業者の間の報告会議で
報告書を提出させており、その報告書に基づき評価を行っております。

3ページに記載のシステム稼働率、運用管理業務上の回答率、障害連絡時間につきまして
、いずれも遅滞が見られず、目標値の達成率は100%となっております。4ページに
参りまして、運用管理業務の作業遅延もございませんでした。

SLAの改訂、SLAの是正措置につきましても適正に行われております。SLAに関
して、本業務より前のシステムでは、個々の物理サーバーで各サービスを行っていたため、
ハードウェア稼働率が提供サービスと一致していました。今回の業務では、仮想化基盤を
導入したため、事業者の提案より、途中からサービスの稼働率につきましては、別途分離
して報告いただいているということを実施しました。

続きまして5ページに参りまして、実施経緯について説明いたします。本業務の6年間
の経費は、ハードウェア調達で6,069万円、運用管理業務は2億6,300万円となっ
ています。従前の業務に比べて、ハードウェア調達は638万円の削減、運用管理業務は
5,844万円の増となっております。ハードウェア調達につきましては、サーバーの性能
向上と、仮想化基盤の導入を行うことにより、9.52%の削減となっておりますが、運用
管理業務につきましては、常駐保守要員の人数を2名から1名以上という仕様に緩和した
ものの、28.53%の増額となっております。増額の理由としまして、人件費単価の増大
と、仮想化基盤導入に伴う技術の高度化等がございます。

続きまして、5ページ下部にあります4ポツ、民間事業者からの提案による改善実施事
項等について説明いたします。本業務の事業者からセキュリティー対策の強化や、運用の
効率化について、随時改善提案をいただき、実施しております。

セキュリティー対策の強化については、随時、関連機関から入手した情報に基づいて、
脅威となる通信の遮断や、機器のソフトウェアの更新を行っております。また、常駐保守
要員が日常的に使用するPCと、ネットワークサービス機器を運用するためのPCの役割

分離についても提案いただきました。運用の効率化について、ネットワークサービス機器の監視項目について、定期的に棚卸を行い、監視の強化を随時行っていただいております。

次に行きまして、6ページ真ん中の5ポツ、本業務の全体的な評価としまして、4者が仕様説明会に参加し、2者が技術仕様を提出し、審査の結果適合するなど、競争性は一定程度、確保されていたと考えますが、結果として、1者は入札へ参加がありませんでした。

実施経費については、運用管理業務は、人件費の単価の増大と、求められる技術の高度化によって経費が増加したため、市場化テスト実施前に比べて削減効果が認められませんでした。

達成すべき質については、実施事業者によって良好なサービス提供が行われており、研究所の求める水準に適合しております。

6ページ最後になりますけれども、6ポツ、今後の事業の見通しについて報告いたします。本業務の市場化テスト導入は本期が第1期であり、市場化テスト前には、基幹ネットワーク機器等、ネットワークサービス機器を一体的に調達しておりましたが、今回、基幹ネットワーク機器は2年リースを延長し、別途調達しております。ネットワークサービス提供サーバーのハードウェアについては、仮想化基盤の導入という点でも、経費の削減でも目標を達成しております。運用管理業務については、作業の遅延がなく、サービスの質の面でも、目的を達成している状況でございます。

7ページに移ります。本業務の入札では、2者の提案をいただいたものの1者が辞退となりまして、辞退された事業者1者、及び入札に参加しなかった1者にヒアリングを行いましたところ、設計構築の期間が短い、システム構築要員が確保できなかった、意見招請などの前段階からプロセスに参加していなかったのも、提案できる準備が整えられなかった等の意見をいただいております。

そのため、今後の次期市場化テストに向けて改善策としまして、今までどおり、今回と同様にネットワークサービス提供サーバーと、運用管理業務を調達範囲として調達し、競争性の担保に努めたいと思います。事業者より、設計構築期間が短いとのコメントをいただいておりますので、調達スケジュールを、前回より2か月前倒しで進めていきたいと考えております。

報告は以上となります。

○事務局 ありがとうございます。続きまして、当事業の評価案について、事務局から説明いたします。

○事務局 それでは、国立研究開発法人国立環境研究所の事業評価（案）につきまして、資料A-1、事業評価（案）に基づきまして、御説明させていただきます。

本事業は、国立環境研究所が運用している基幹ネットワークサービスのハードウェア調達と、運用管理業務からなる事業になりますが、詳細につきましては、先ほど、実施機関のほうから御説明がありましたので、割愛させていただきます。

今期は平成31年3月から令和7年2月までの6年間につきまして、市場化テスト1期目として実施したのになります。

評価案1ページの下部、本事業の評価といたしましては、競争性の確保に課題が認められるとして、継続と評価しております。

詳細について見てまいりますと、2ページ目以降にございますサービスの質につきましては、システムの稼働率や運用管理業務の回答率など、いずれも達成しておりまして、質については評価できるものと考えております。

次に3ページ目以降の実施経費につきましては、ハードウェア調達のうち、基幹ネットワーク機器につきましては、従来の調達の中から本調達の対象外としたことから、当該対象外の調達経費を除いた経費での比較としております。ハードウェア調達の範囲につきまして補足いたしますと、先ほど、実施機関のほうからも御説明がございましたけれども、今期は各種ネットワークサービス提供サーバーのみを調達範囲といたしました。

また、運用管理業務につきましては、別調達としている基幹ネットワークシステム機器も含めた運用管理を実施することとしておりまして、基幹ネットワークシステム機器の仕様につきましては、閲覧用資料として、希望者に開示する形で情報提供を行っており、ハードウェア調達の中で、これらの機器に関する設計構築を行うこととなっております。

評価案に戻りまして、実施経費を比較いたしましたところ、全体では19.1%の増となっております。4ページ上部の枠内、各種ネットワークサービス提供サーバーの調達となるハードウェア調達につきましては、今期はサーバーを仮想化したことで経費が削減となりまして、9.5%の減となりましたが、運用管理業務につきましては、常駐保守要員を、前期は2名以上だったものから、1名以上に緩和したものの、人件費単価の増大と、サーバーの仮想化に伴う技術の高度化などにより、28%増となっておりますが、従来経費が低廉となっていたことにより、今期は通常の単価に戻ってきたというところもあって、今期は、経費が増大した要因の1つとなっております。

また、競争性の確保につきましては、評価のまとめとして4ページ以降に記載しておりますけれども、仕様説明会には4者が参加し、2者入札となりましたが、1者は設計構築期間が短期のため、納期を遵守できないと判断したこと、またその状況下で、システム構築要員が確保できなかったことを理由としまして、入札直前に入札辞退となり、結果として従前事業者1者の入札となりました。

評価のまとめといたしましては、今後の方針として5ページにあるとおり、本事業につきましては、競争性の確保に課題があることとしまして継続と評価し、令和7年3月からの次期におきましては、引き続き民間競争入札を実施し、次の改善策を講じる予定としております。

まず、1点目としましては、ハードウェア調達につきまして、引き続き、基幹ネットワーク機器を除外した調達として、調達範囲を限定する。2点目としましては、入札を辞退した事業者から、設計構築期間が短いということについて指摘を受けたこと。また、実施要項審議の際に、工事期間について御指摘を受け、延長したということもございますので、調達スケジュールを、今期より2か月前倒しにしたいとしております。

以上となります。

○事務局 それでは、ただいまの事業の実施状況及び評価案について、御質問、御意見のある委員の方は、御発言をお願いいたします。

○小尾副主査 報告ありがとうございます。質問があるのでございますけれども、実際に入札を辞退した者から、いわゆる設計構築期間が短いと、短期のためというような意見が出ているのですが、これは事業自体を見ると、保守業務というふうに書かれていて、設計構築ってどこを指しているのかなということをお聞きしたいのと、先ほど、ネットワーク機器は別調達にしましたという話をされていましたが、いわゆるネットワーク機器を買ってきて、実際にそれを、研究所が使っているネットワークとして使えるように、ネットワークそのものの設計とか、初期の設定とかをするのは、いわゆる機器を納入した人がやるのか、それとも今回、この保守業務をやる人がやるのかというのはどちらなのかというのを、お聞きしたいです。2点、お答えいただければと思います。

○村上室長 1点目の構築期間に関しましては、本調達にサービス機器としまして、ハードウェア、先ほどの仮想化基盤ですけれども、ハードウェアというものも構築に含まれておりますので、保守運用の構築ではなく、ハードウェアを導入するための構築ということで、構築期間が必要になるということになっております。

2点目の別途調達ネットワーク機器に関しましては、ネットワーク機器の設計・導入に関しては、ネットワーク機器のほうの調達に含めております。今回の保守要員が行うのは、運用管理の部分、導入後の運用管理のみというふうになっております。

○小尾副主査 ありがとうございます。それで、実際にネットワークサービスというか、公開サーバーやイントラネットのサーバーの構築ということですが、この資料を見せていただくと、そこまで何か複雑なことをやっているようにも見えなくて、設計構築に時間がかかるというふうに判断したというのは、何か特殊性があるということなののでしょうか。

○村上室長 物理基盤から仮想基盤への移行というのが入っていたという点と、あとは構築されている中身の、例えば、イントラネットサーバーの中の、それぞれのミドルウェア等のバージョンだとか、老朽化したシステムというところの動作確認等も入っているというところで、構築が必要というふうに、その現行運用者でないところは、かなり中身が見えていないということも含めて、時間がかかるというふうに判断したのだと、推測いたします。

○小尾副主査 なるほど。ということは、現行から次の調達については、今回は仮想基盤に移行したということで、そのところの仕様とか、詳細な設計とかについても、開示ができるという状況で、次の調達はできるというふうに判断されたのですか。

○村上室長 前回は情報としましては、非公開という形で公開はしておりませんが、入札者に来ていただいて、設計書等の情報を公開するという行為は行っておりました。ただしそういった、先ほど言いましたミドルウェア等の問題があったのですが、今回は、この運用の期間中に仮想化基盤に移行しているということと、仮想化基盤の、昨年度も実施しているのですが、そういったところでミドルウェア等の更新も進めていって、次という意味では、そのまま仮想化基盤同士で移るということになると思っていますので、改善はされると思います。

○小尾副主査 分かりました。ありがとうございます。そのところを、入札する側からすると、見えない部分があると非常にやりにくいと思いますので、しっかり実施していただければと思います。ありがとうございます。

○村上室長 ありがとうございます。

○関野主査 説明ありがとうございます。評価は、致し方ないかと思うのですが、次回に向けて1点確認したいのですが、常駐保守要員というのは、必ず常駐していなくてはいけないものですか。リモートでの保守というのは、できないものなのでしょうか。

○村上室長 機器等によって、機器の自動化等、設定の自動化等、新しい技術等もありますので、まさに先生のおっしゃるとおり、リモートでできる作業が増えてきて、常駐がないということになると、敷居が下がる可能性はあるというふうに認識しております。

○関野主査 では、次回は御検討いただければと思います。ありがとうございます。

○村上室長 御指導ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあれば、お願いします。

○事務局 事務局からは、特段ございません。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえまして、継続とする方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○村上室長 ありがとうございます。

(国立研究開発法人国立環境研究所 退室)

(株式会社日本政策金融公庫 入室)

○事務局 続きまして、日本政策金融公庫の帳票の印刷業務及び発送業務の実施要項(案)について、株式会社日本政策金融公庫システムオペレーションオフィス運用総括グループ、摂津グループリーダーから、御説明をお願いしたいと思います。

○摂津グループリーダー ただいま、紹介にあずかりました、私が日本政策金融公庫の摂津と申します。本日は、よろしく申し上げます。また本日は、私ども日本政策金融公庫が進めております、帳票の印刷業務及び発送業務の調達に関するヒアリングの場を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

御存じのとおり日本政策金融公庫では、帳票の印刷業務及び発送業務について、これまで、複数回にわたって一般競争入札を行ってきましたが、残念ながら1者応札が続いている状況であります。この状況におきまして、公庫としても課題を持っております。今回の調達を進めるに当たり、事前に複数の民間業者にヒアリングを行いまして、入札に参画する場合のネックとなる要件が何なのかを確認し、要件を緩和できる部分については、緩和を行ってきましたが、何分、我々公庫の目線、公庫の観点でしかないと思っておりますので、本日の委員会で頂戴いたします意見を基に、幅広い民間業者の方が参画できるよう、要件の緩和をさらに進めていきたいと考えておりますので、何とぞよろしく申し上げます。

それでは早速、実施要項（案）について説明させていただきますけれども、既に御覧いただいていると思いますので、ポイントを絞って、御説明させていただきたいと思っております。説明のポイントは、大きく2つとなります。1つ目が、今回調達する帳票印刷・発送業務について、我々、日本政策金融公庫が民間業者に委託する業務の内容を御説明させていただきます。2つ目は、先ほどお伝えさせていただきましたけれども、今回の調達を進めるに当たり、これまで我々が取り組んできました要件の緩和について、御説明させていただければと思っております。

それではまず、1つ目のポイントであります、業務の内容についての説明に入りますが、ここからは、本調達を担当しています、弊社の原のほうより、御説明させていただきます。それでは、原さんのほうから、お願いいたします。

○原グループリーダー代理 ただいま、摂津より指名のありました、同じく日本政策金融公庫の原と申します。それでは、本業務の業務内容について御説明いたします。業務内容の詳細につきましては、資料B-2、実施要項の48分の36ページから41ページに記載しておりますが、資料B-3、日本政策金融公庫の帳票の印刷業務及び発送業務の資料に、1枚紙でコンパクトにまとめておりますので、こちらの資料を用いて説明させていただきます。

今回、民間業者に委託する業務は、日本政策金融公庫から提供するデータを受信し、印刷、仕分、封入封緘、及び発送する印刷発送業務と、印刷発送業務を実施する上で、事前に必要となる導入業務の2つから構成されております。

まず、印刷発送業務では、公庫から日次で送付される帳票データを受信し、帳票の要件に従って印刷、仕分、封入封緘を行い、原則データ受信した日の翌営業日までに郵便局へ持ち込む業務となっております。さらに当月分の印刷枚数実績、発送実績を取りまとめて公庫への報告を行います。資料B-3の図で、業務の流れを示しておりますが、そちらの青枠で囲われている部分が、業務範囲となります。

次に導入業務ですが、印刷発送業務を行うために必要となる帳票レイアウト、帳票データを処理するプログラムの作成、帳票データの受信から封入封緘までのシステム構築、及び導入テストが業務内容となります。こちらは、利用する印刷機によって作成するプログラム等が異なることから、現行業者が作成し、現在使っているプログラムを新規事業者に引き継ぐといったことはできないため、新規事業者においては、必ず発生する業務となります。

業務内容についての説明は以上です。

○摂津グループリーダー それでは、2つ目のポイントであります業者ヒアリングを通して、公庫が行ってきました要件の緩和について、ここからは再び私、摂津のほうから御説明させていただきます。こちらは、資料B-1、審議に当たってのポイントの資料を用いて説明させていただければと思います。

まず、項番の2に、市場化テストの実施に際して行った取組についてという欄がありますが、その上から3番目の導入業務期間の確保の欄を御覧願います。

今回の調達では、導入業務期間を、これまでの5か月から10か月に延長しております。導入業務とは、先ほど、弊社の原のほうからお話しさせていただきましたが、帳票レイアウトの作成、帳票データを処理するプログラムの作成、及び導入テストといった、本番運用に向けた準備を行う業務となっております。

現在の業務を行っています既存業者では、この導入業務は発生しませんが、新規に参入する業者においては、必須の作業となっております。そのため、導入業務の期間を極力長くすることで、導入業務に係る負担の軽減に取り組んだ次第であります。事実、事前に民間業者にヒアリングを行った結果、多くの民間業者からは、導入業務期間5か月ではリスクが高い。最低でも6か月、10か月あれば問題ないとの意見も多かったことから、10か月とした次第であります。

続きまして、入札参加資格の要件の緩和の欄を御覧願います。これまでは、全国規模の金融機関を入札参加要件としていましたが、これを緩和し、1つの受託者という記載に変更しております。全国規模の金融機関とは、具体的には都市銀行や大手生損保をイメージしていますが、事前にヒアリングを行った結果、官公庁から受注を受けている民間業者も多かったことから、金融機関に縛られない記載としております。なお、今回調達する業務は、帳票を印刷し、発送するという内容のため、金融機関からの受注に固執する必要はなく、今回の緩和でサービスの質の低下はないと考えております。

その下の調達要件の緩和の欄を御覧願います。帳票印刷発送業務は、受託した民間業者の施設で行いますけれども、民間業者のメイン施設が利用できなかった場合に備え、副拠点設けることを要件として記載しております。

そして、これまでの調達では、副拠点への切替えは3日以内としておりましたがけれども、今回は「速やかに」という記載に変更しております。詳細は、資料B-2、実施要項48分の42ページの「被災時の対応」に記載しておりますが、ここで我々、日本政策金融公

庫が求めていることは、メイン拠点の利用ができなくなってから帳票を印刷するために必要となる紙などの資材や、プリンターなどの機器を副拠点に準備するのではなく、あらかじめ事前に副拠点に準備を求めることでもあります。従いまして、「速やかに」の記載であれば、公庫が求める要件は担保できると考え、3日以内の記載を見直した次第であります。

次に、公庫バックアップセンターへの集荷の要件を廃止しております。日本政策金融公庫は、東京の三鷹市にメインセンターがあり、岡山市にバックアップセンターを設けております。地震などで三鷹にあるメインセンターの利用ができなくなった場合は、岡山にあるバックアップセンターで運用が行われるため、そこを意識して岡山への集荷を、これまでは要件に入れておりました。ただ、実際に岡山のバックアップセンターで運用が行われる場合は、ジョブなどを実行するシステム運用作業は、首都圏にある公庫の拠点から遠隔で、岡山にあるバックアップセンターを動かします。よって、我々が岡山にあるバックアップセンターに駆けつけることは一切発生しませんので、実際の運用に合わせて、バックアップセンターへの駆けつけの要件を廃止した次第であります。これにより、中国地方に拠点のない民間業者でも、参画が可能になると考えております。

次に帳票数を、60帳票から55帳票と5帳票削減しております。先ほどもお伝えしましたが、新規に参入するためには、導入業務が発生します。帳票のレイアウトやプログラミング、帳票ごとに一つ一つ作成が必要となります。この導入の負担をどれだけ削減できるかが新規参入を促すポイントとなりますので、不要な帳票を洗い出し、削減を行った次第であります。

また、実際に印刷する帳票のサンプルを閲覧する機会を設けることも考えております。実際の帳票を閲覧することで、入札へ参加を考えている民間業者も帳票のイメージが付き、導入業務に必要となる帳票レイアウトや、帳票プログラムの作成の負担感が、より明確になります。加えて、公庫が行う印刷業務に特殊性がないことも、理解できるものと考えております。

続きまして、再生紙の利用を必須としていましたが、その要件も見直しております。現在、再生紙が手に入りづらい状況であり、国から見直しの通知が出ている状況であります。また、民間業者のヒアリングでも、今後、再生紙はますます手に入りづらい状況になる。再生紙を必須とされてしまうと、契約期間中に再生紙の入手ができなくなり、運用ができなくなるリスクがあるため、緩和してもらえないかという意見が多く出されたこともあり、

今回、緩和を行っております。この緩和により、参入の障壁が下がるものと考えております。

最後に資料B-2、実施要項の48分の19ページの情報開示のページを御覧願います。項番の2、従来の実施に要した人員、及び項番の3、従来の実施に要した施設及び設備の欄は記載しておりません。これは、現行業者に情報の開示を求めましたが、処理能力や設備規模は社外秘であり、開示できないとの回答を受けたため、非公表となっております。なお、実施要項の22ページから24ページ目に、過去3年間の実際の印刷枚数を、43ページから48ページ目に、年間に作成する帳票枚数や用紙サイズなどの情報を記載しております。

事前に行いました民間業者へのヒアリングでも同じ情報を提示しましたが、この情報から必要となる要因、施設、設備の想定は可能であるという申出も、民間業者から受けております。したがって、19ページの情報非公表であっても、入札の参入障壁になることはない、我々公庫としては考えております。

以上をもちまして、日本政策金融公庫からの実施要項（案）の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただきました、本実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員の方は、御発言をお願いいたします。柏木先生、お願いします。

○柏木専門委員 御説明どうもありがとうございました。

再生紙のお話もありましたけれども、再生紙のほうがかえって高くつくという問題もありますし、この帳票印刷のアウトソーシングは、いろいろ御苦労があったことだと思いますので、まずは、お疲れさまですということを申し上げたいと思います。

委託業者は、世の中にたくさんあることはあると思うのですが、今回も9者が説明会にいらっしゃったということですが、印刷の紙の問題もそうですし、BPOの流れというのは、官民関係なく進んでいるかと思しますので、業務の説明を十分になさって、早め早めに受けていただけるように、そういう説明会なども、もちろん実施していらっしゃると思うのですが、早め早めの対応をなさるとよろしいのではないかと思います。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

○摂津グループリーダー ありがとうございます。我々も早め早めに、今回も以前と違って早めに着手させていただいておりますので、今、柏木委員の御意見も含めまして、引き続き早め早めの対応をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○柏木専門委員 よろしく願いいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。なかなか大変かと思うのですけれども、業者が変わるとき、先ほども御説明がありましたが、導入業務というか、新しい仕組みをつくらなくてはいけなくなるという部分が出てくる。今回、発送業務自体は5年間ということになっているので、比較的その部分を取戻しやすいのかとは思っておりますけれども、この導入業務に、どのくらいお金がかかりそうかというのは、あらかじめ御調査とかされているのでしょうか。

○摂津グループリーダー はい。そうですね、業者にはヒアリングを行っております。業者のほうも、確かな数字は伝えてはくれないのですけれども、導入業務といっても、先ほどお伝えした帳票のプログラムとかその辺をつくるのが、一番お金がかかる場所なのですが、その辺の相場についてのヒアリングは、できております。

○小尾副主査 そうですか。分かりました。全体を占める導入業務の割合というのがあまり高いと、ほかを入れても、金額が高止まりして、どうしても落とせないということになると思っておりますので、ここの部分は全体の業務期間との兼ね合いもあると思うので、5年であれば可能性はあるかと思っておりますので、ぜひ、頑張ってください。

○摂津グループリーダー ありがとうございます。我々も、やはり初期費用はランニングで回収するというのがあるかと思っておりますので、その辺は極力長く、5年というところまでさせていただいております。ありがとうございます。

○小尾副主査 ありがとうございます。

○関野主査 今の小尾先生の質問と関連するのですけれども、導入業務にかかる費用があるということは、既存の業者が圧倒的に最低価格方式であれば有利だということですね。なので、総合評価落札方式にしないという理由は何かあるのかというのが、1点です。まず、それをお願いします。

○摂津グループリーダー まず、総合評価にしない理由ということなのですけれども、本業務は、民間業者の創意工夫を求めるような業務内容ではないというところなんです。また、提案書の作成というのが、入札参加業者への負担にもなると考えておりますので、最低落札方式を採用させていただいております。

○関野主査 ということは、圧倒的にトッパン・ファームズのほうが有利だということにはなりませんけど、それは誰もが認識しているということによろしいですね。

○摂津グループリーダー はい。おっしゃるとおりで、業者ヒアリングを通して、現行業者が有利だということは、どの業者も感じていただいているところは事実としてありません。

ただし一方、ここ最近、先ほど、柏木委員からもありましたけれど、BPOだけでなく帳票のオンライン化も進んでおり、この印刷業務というのは、総じて斜陽というのですか、少し縮小傾向にある業界ではあります。そのような中、印刷のボリュームもあり、かつ5年という長期で安定的な受注が、今回は見込めるということなどで、導入業務に係るコストを考慮しても、非常に魅力的に感じているという業者は、正直何社かありました。なので、現行業者はあるものの、ほかの業者が全く無理かということはないかと思っています。落札も可能な状況にあると考えております。

○関野主査 ありがとうございます。もう一点ですけれども、第2拠点という言葉が出てきて、この業者のヒアリングの中で、副拠点があるということに対して参入障壁だという意見はなかったのですか。

○摂津グループリーダー それはないです。基本的にやはり関東圏と関西圏というのが、大体どこも2拠点を持っているところが多いです。それプラス、大きいところであれば、さらに地方に持っているのですけれども、副拠点が障壁になることはないです。

○関野主査 この間、前回9者、説明会に来られた方は、大体関東か関西、2拠点ぐらいは持っているという、そのような理解でよろしいですね。

○摂津グループリーダー はい。

○関野主査 首都圏という言葉が出てくるのですけれども、10ページや42ページに出てきますが、これは例えば42ページだと主拠点は首都圏です。副拠点は、それ以外ということだろうと思うのですが、通常、首都圏というと1都7県をイメージします。これは法律用語なので、山梨県まで含むと思うのですが、ここで、1都3県と言っているのは、何か意味があるのですか。普通は1都3県というと、東京圏という言葉だと思うのですが、それでも。

○摂津グループリーダー そうですね。特に意図はなく、1都3県のところに主拠点を擁していることというのを要件としているということです。

○関野主査 東京圏のほうが、日本語としては正しいのではないかということです。

○摂津グループリーダー 分かりました。では、ここの記載は東京圏に修正させていただきます。

○関野主査 その下の首都直下型地震というのは、どこまでイメージしているのかと思ったのです。つまり分かりやすく言うと、松戸に拠点があって、土浦に副拠点があるといったら、それは認められるのかという話ですけれども。日本語で言うと、認められてしまいそうな気がします。

○摂津グループリーダー その場合、副拠点のところで、やはり電力供給が別々のところって言うふうな縛りを入れていますので、例えば、東京電力等と一緒にしてしまうので、この辺は共有しない地域ということで、そこは認められない条件となってきます。

○関野主査 なるほど。では、山梨だったら良いのですか。

○摂津グループリーダー 厳密にいうと、山梨も東京電力というところになってきますので、そのあたりは、難しいということになります。

○関野主査 分かりました。電力供給で首都圏。言葉が、ここに2つ出たものですから少し疑問に思っただけですので、御検討いただければ結構でございます。普通、首都圏は1都7県でございます。

○摂津グループリーダー ありがとうございます。

○関野主査 よろしくお願いします。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から、何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 御議論のほう、ありがとうございます。先ほど、関野主査のほうから御指摘がありました、首都圏の記載ぶりについては、どのような対応を。一度、検討していただくという回答は、先ほどおっしゃっていただいたのですけれども、その検討いただいた結果を、また、事務局のこちらから通して、お知らせするという形でよろしいでしょうか。

○摂津グループリーダー はい。それでお願いします。

○事務局 委員の皆様方は、それでよろしいですか。

○関野主査 結構です。

○事務局 かしこまりました。では、そこを公庫と調整して、また御報告させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、本日の審議を踏まえまして、株式会社日本政策金融公庫におきまして、修正等を引き続き御検討いただきまして、事務局を通して、各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

本日は、御苦勞さまでございました。

○事務局 ありがとうございます。

○摂津グループリーダー ありがとうございます。

(株式会社日本政策金融公庫 退室)

— 了 —